

第二管区海上保安本部公示第40号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年11月30日

第二管区海上保安本部長

宮本伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1番60号

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域 仙台湾南部海岸（付図に示すとおり）

ロ 期間 令和4年12月5日から

令和5年1月30日までの内25日間

3 水路測量の実施方法

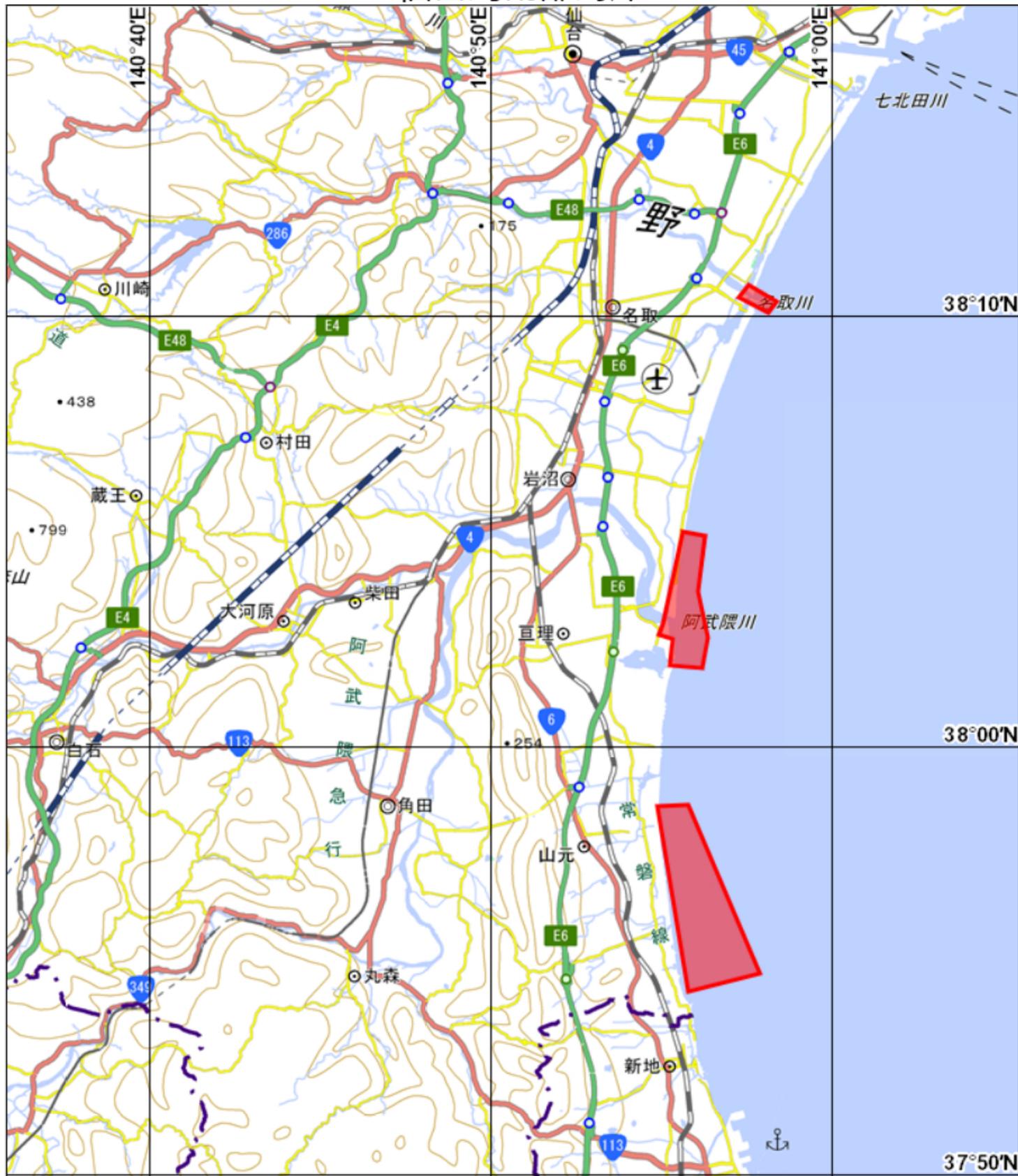
GPSによる測位及び音響測深機及びグリーンレーザによる測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第47号（令和4年12月2日発行）により周知

# 仙台湾南部海岸



経緯度線